

とらいあんぐる

とくしま水土里ネット次世代ネットワークは、研修会並びに農林水産省中国四国農政局との意見交換会を開催しました。



寺井会長の挨拶



農村振興課 寺尾課長の挨拶

● 寺尾課長挨拶

日時 : 平成23年7月27日(水) 14時~17時
場所 : 徳島県土地改良事業団体連合会 会議室
参加者 : 次世代ネットワーク会員等22名参加

とくしま水土里ネット次世代ネットワークは将来的に農地・農業用水等の資源を適切に次世代に継承していくために、平成21年7月末に全国ではじめて設立された組織でございます。

本日は、会員各位のスキルアップを図るための研修会及び意見交換会を開催することと、農林水産省中国四国農政局から講師に迎え、「農山漁村の6次産業化について」という演題でご講演をいただいた後、会員の皆様方との意見交換会が予定されているようですが、「農山漁村の6次産業化」につきましては、これからの農山漁村の地域活性化のためには大変有効な施策であり、会員の皆様のご関心も高いお話だと思います。貴重な機会でございますので、活発な意見交換をお願いしたいと存じます。

土地改良区の合併は土地改良区の組織運営基盤の強化を図るためには有効な方策であり、コンプライアンスの遵守については、公的な機関である土地改良区には不可欠のものであると認識しておりますので、よろしく申し上げます。

県といたしましても、今後とも、本「ネットワーク」が自立的に行われる活動や、土地改良区全体の体制強化を図るための研究・普及啓発活動が、さらに大きな成果を上げますよう支援してまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましても、土地改良区の体制整備、ひいては、本県の農業発展のため、なお一層のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

研修会 次第

1 土地改良区の合併について

①合併フローの説明

徳島県農村農地政策局農村振興課 次世代体制整備担当
 主査兼係長 川田 純子

②合併リーダー研修会参加報告

とくしま水土里ネット次世代ネットワーク
 事務局長 清水 春茂

2 コンプライアンスについて

徳島県農村農地政策局農村振興課
 次世代体制整備担当 課長補佐 國安 寿昭

3 農山漁村の6次産業化について

中国四国農政局生産経営流通部食品課
 6次産業化対策担当 農政調整官 大森 美昭

●農林水産省中国四国農政局との意見交換会

合併フローの説明



徳島県農村農地政策局農村振興課

次世代体制整備担当 主査兼係長 川田 純子

農村振興課 川田主査兼係長より、土地改良区の合併により、組織運営基盤の強化を進めようということで、合併フローの説明していただきました。

土地改良の役割

土地改良区は、昭和24年の土地改良法制定以来、土地改良事業の実施及び土地改良施設や農業用水の管理を行うほか、国・県営土地改良事業の負担金の徴収及びその造成施設の受託管理を行うなど、農業経営基盤の確立に大きな役割を果たしてきた団体です。

徳島県の土地改良の現状

- 土地改良区の規模が小さい
 - ①平均地区面積は280ha(全国:520ha)
 - ②100ha未満の地区が64%(全国:45%)
- 財政状況が厳しい
- 土地改良区の役職員の確保が困難
 - ①職員がいない土地改良区は54%(全国:23%)
 - ②役員のなり手がいない土地改良区が多数。

合併のメリット

短期的な効果

- ①事務の統合による事務的経費の節減で事務の簡素化が図られるとともに、一般賦課金の軽減が可能。
- ②市町村や農業団体との連携が強化され、事業が円滑に実施できる。
- ③土地改良施設の管理が一元化でき、効率的になるとともに事故、災害の場合の迅速な対応が可能
- ④役員・総代・職員の人材の確保が容易になり、土地改良区の活性化が可能になる。

長期的な効果

- ①地区内の農家経済の実状、既借入金の償還及び事業の経済効果等を勘案の上、土地改良事業を計画的かつ円滑に実施できる。
- ②地域社会での土地改良区の位置づけが高まる。
- ③広範囲な地域の農家からの意見・要望の収集取りまとめと行政への具申が効率的に実施できる。

合併の手順(新設合併)

A土地改良区

B土地改良区

C土地改良区

合併の話し合い

合併推進協議会の設置

合併予備契約の締結

合併総(代)会

債権者の同意

設立委員会

合併認可

新土地改良区の発足

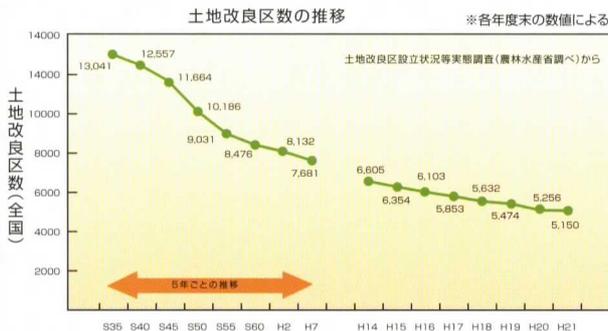
合併リーダー研修会報告



会報Vol. 6で紹介しましたように、東京都で開催された「土地改良区合併推進リーダー研修会」にネットワーク会員が参加しましたので、清水事務局長が、研修会の報告として、全国の土地改良区の設定状況や、合併の必要性について報告しました。

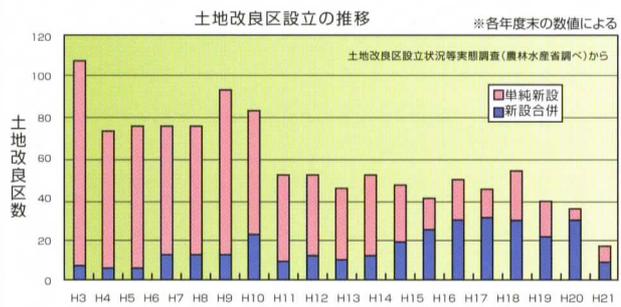


土地改良区の現状



土地改良区は、昭和36年度末の13,163地区をピークに減少し、平成21年度末では5,150地区。

土地改良区設立の状況



平成21年度には設立が17地区あり、そのうちの10地区が新設合併地区

土地改良区合併地区数の推移

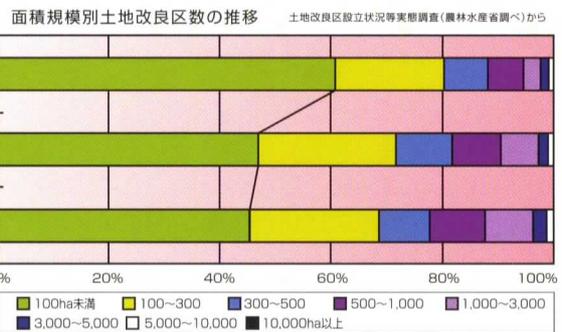
土地改良区数の合併の実施状況(10年間の合併地区数) 単位 地区

	合併					
	合併地区数			合併関係地区数		合併の態様
	新設合併	吸収合併	計	水系単位	行政単位	
H 10	9	8	7	46	4	13
H 11	12	13	25	106	9	16
H 12	11	17	28	92	15	13
H 13	13	15	28	125	8	20
H 14	18	16	34	132	15	19
H 15	25	18	43	163	9	34
H 16	30	20	50	178	15	35
H 17	31	22	53	206	9	44
H 18	30	9	39	180	12	27
H 19	22	12	34	106	8	26
H 20	30	5	35	175	5	53
計	231	155	386	1,509	109	300

資料 土地改良区設立状況等調査

ここ10年で1,509の改良区が386の改良区へと合併されました。合併の態様では、行政単位の合併が水系単位の合併を上回ります。

土地改良区の面積規模



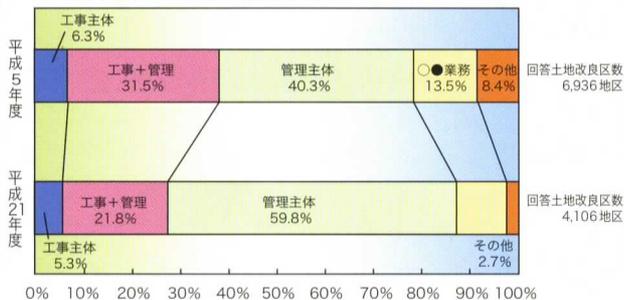
合併に伴う面積規模は拡大傾向。

昭和40年からの推移を見ると、合併の推進もあり、100ha未満の土地改良区は大きく減少し、1,000ha規模以上の土地改良区の前割合が増加。

土地改良区の事業態様

土地改良区運営実態調査(全土連調べ)から

土地改良区数の事業用態の変化(全国)



平成21年度で、全国の土地改良区の6割が管理主体となっており、15年前の調査から見ると、管理主体の土地改良区の割合が大きくなっています。

土地改良区の運営・管理体制の強化対策

農業経営の現状から還付金の増額は見込めない

今後の運営で広範な活動が必要になってきている

農家数の現象等のため、施設管理で従来の夫役や共同作業が見込めなくなっている

関係市町村の合併や財政事情の変化から、助成金が打ち切り、減額される

アカウントビリティー(説明責任)の社会的欲求の高まり

等々

経営合理化の必要性
運営体制維持管理体制の強化の必要性

土地改良区の統合整備

効率的な保全・管理体制の確立

ストックマネジメント制度の活用等

円滑な業務運営の確保・財政状況の見直し

未収賦課金の解消
会計処理の複式簿記化

コンプライアンスについて

農村振興課 國安課長補佐より、土地改良区のコンプライアンスということで、理事・監事の役割について説明していただきました。重要な点を一部紹介します。

徳島県農村農地政策局農村振興課
次世代体制整備担当 課長補佐

國安 寿昭

1. 理事の法的性格

ア組合員から土地改良区の運営を委任された人

- ①外部に対して、土地改良区を代表する**代表機関**
- ②内部に対して、土地改良区の一切の業務を行う**執行機関**

◇理事が**善管注意義務**に違反した場合、損害賠償の責をおうこととなります。

イ理事の資格

理事・監事・職員は相兼ねてはならない

ウ理事の定数と任期

理事の定数は5名以上とし、監事の定数は2名以上として定款で決める

理事の任期は4年以内において定款できめる

2. 理事の権限

ア土地改良区を代表する代表権
イ業務の執行権

◇土地改良区の運営について、重要な事項は、全て理事会で協議、決議され、**理事会こそが土地改良区運営の中核**

ウ債務不履行条上の責任

理事は、組合員の委任によって「善良なる管理者の注意」をもって、その義務を果たす責任がある

1. 監事の役割

ア監事の地位

◇土地改良区のお目付役立場にあり、**理事と正反対の立場**

イ監事の職務権限

内部的権限（理事の事業の執行、財産の監査）
外部的な法人代表

ウ監事の責任

- ・少なくとも**毎事業年度2回**、土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、**結果を総（代）会に報告**する
- ・理事及び職員を兼務してはならない
- ・土地改良区の工事を請け負うことはできない



2. 監査報告の方法

ア監事は、監査の結果について総（代）会及び理事会に報告するとともに、意見を述べる

◇**監事に課せられた重要な任務**

イ監査報告の方法

監査結果の意見は、監査報告と同様、書面をもって提出するとともに、理事会、総（代）会に出席して報告する

農山漁村の6次産業化について



中国四国農政局 大森農政調整官から、「農山漁村の6次産業化」について説明をうけました。

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物をはじめとする「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することを「農山漁村の6次産業化」として農林水産省が推進しています。

また、この後、大森農政調整官と意見交換会を行いました。

発行



とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399

Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp